

## 要望書（町内の環境整備）について（回答）

- 提出者：松河原自治公民館
- 受付日：平成 27 年 4 月 6 日
- 回答日：平成 27 年 5 月 14 日

### 1 主要地方道倉吉江府溝口線について

#### （1）歩道（小学生の通学路）のアスファルトクラックの補修について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

道路管理者である鳥取県に要望した結果、「平成 27 年度にアスファルトクラックの補修を実施します。」との回答がありました。

#### （2）田中宅前用水路改良について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

県土整備局維持管理課と引き続き協議中です。

### 2 道路、水路改修について

#### （1）福光宅前市道および水路において、道路の陥没および道路法面の水路へ崩落している箇所の改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道山根幹線 2 号線法面部の陥没及び法面の補修については、補修を実施いたします。

#### （2）安田宅前市道において、陥落部分の補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道讃岐井手線の陥没補修につきましては、補修を実施いたします。（3）松井宅進入路（歩道部分）の崩落箇所の改修について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

要望箇所は主要地方道倉吉江府溝口線の道路区域と思われるため、鳥取県に要望したところ、「平成 27 年度に県道歩道路肩部分の補修を実施します。」との回答がありました。

#### （4）岸本宅裏水路の改良について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

現在、関金土地改良区で工事中、4 月中に完了する予定です。

#### （5）安田宅、松本宅裏の水路柵渠陥落の改良について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

関金土地改良区管理水路として、改良に向けて検討しています。

#### （6）田中宅前の道路の陥没箇所の補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道井手 1 号線の段差補修につきましては、舗装補修にて対応してまいります。

#### （7）本村集会所前の道路の陥没箇所の補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道井手 1 号線の陥没箇所につきましては、補修を実施いたします。

#### （8）鳥飼宅横の水路が敷地内を通過しているため、水路の進路変更の要望について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道本村 1 号線脇の水路変更につきましては、状況確認も含めて、地元協議してま

います。

**(9) 旧関金小学校への道路のカーブミラー補修について**

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道井手1号線のカーブミラーにつきましては、補修を実施いたします。

**(10) 藤井宅付近の水路の法面の改修について（崩落の可能性あり）**

【回答：農林課 Tel 22-8157】

天神野土地改良区管理水路の法面であり、天神野土地改良区として対応を検討しています。

**(11) 防災のため、山新地区の下の水路の設置、整備の要望について**

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

この水路については、土地改良区が管理されています。また、場所により水量を調節できるとのことですので、関金土地改良区にご相談ください。

連絡先 関金土地改良区

住所：倉吉市関金町関金宿1560-1

電話：45-3195

**3 自衛消防について**

**(1) 自衛消防のポンプ小屋の外壁補修について**

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

消防ポンプ小屋の新築・修繕は「倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金」の対象となっております。補助金の内容は、新築・修繕経費が5万円以上70万円未満の場合で、補助対象経費の16%（補助上限額5万円）を補助することとしております。詳しくは、防災安全課にご確認ください。

**4 その他**

**(1) 小鴨川の水流による法面の崩落箇所の補修について**

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました法面の崩落ですが、昨年度、1級河川小鴨川を管理する国土交通省により、その上流付近について、みお筋の変更を実施しております。その経過を観察しながら、法面の崩落範囲が進捗する等、必要があれば国へ協議してまいります。

**(2) 空家の対応（道路への瓦の落下等）について**

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

当該物件は平成26年度に相続者へ適正な管理について指導しており、相続者によって簡易的な落下防止の措置が取られました。あくまで一時的な措置であり、今後も県道、市道の管理部局と連携して指導を行ってまいります。